

業務取扱要領

54001－55000 雇用保険給付関係
(高年齢継続被保険者に対する求職者給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

54001-	第 1	離職票の受理	1
54100			
54101-	第 2	高年齢受給資格の決定	1
54200			
54101-	1	高年齢受給資格の決定及び被保険者期間	1
54110			
54101	(1)	高年齢受給資格及び高年齢受給資格者の意義	1
54102	(2)	高年齢受給資格の決定	1
54103	(3)	被保険者期間	3
54104	(4)	日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い	3
54105	(5)	日雇の受給資格の調整を受けた者の高年齢受給資格の決定	3
54111-	2	高年齢受給資格の決定に伴う事務処理	3
54120			
54111	(1)	資格喪失の確認を受けていない場合の措置	3
54112	(2)	高年齢受給資格の仮決定	3
54113	(3)	離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置	3
54114	(4)	算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上ない場合の措置	3
54115	(5)	受給期限が経過した後に離職票が提出された場合の措置	3
54116	(6)	就職状態にある者から離職票が提出された場合の措置	3
54117	(7)	高年齢受給資格の決定に伴う事務処理	3
54121-	3	算定対象期間及び受給要件の緩和	4
54130			
54131-	4	受給期限	4
54140			
54131	(1)	概要	4
54201-	第 3	高年齢求職者給付金	4
54300			
54201-	1	概要	4
54210			
54201	(1)	概要	4
54211-	2	高年齢求職者給付金の額の決定	4
54220			
54211	(1)	賃金日額の算定方法	4
54212	(2)	昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金 日額の算定方法	5
54213	(3)	日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法	5
54214	(4)	賃金日額の算定に伴う事務処理	5
54215	(5)	高年齢求職者給付金の額の決定	5

54301-	第4	失業の認定日及び支給日の決定	5
54400			
54301-	1	失業の認定日の指定	5
54310			
54301	(1)	概要	5
54302	(2)	認定日の指定	6
54303	(3)	認定日の変更	6
54304	(4)	認定日の再指定	6
54311-	2	高年齢求職者給付金の支給日の決定	6
54320			
54401-	第5	支給台帳及び高年齢受給資格者証	6
54500			
54401-	1	支給台帳の作成、記録及びその他留意事項等	6
54410			
54401	(1)	支給台帳作成の目的	6
54402	(2)	支給台帳の作成要領	6
54411-	2	高年齢受給資格者証の作成及び交付	6
54420			
54501-	第6	待期	7
54600			
54601-	第7	失業の認定	7
54700			
54601-	1	失業の認定の意義	7
54610			
54611-	2	失業の認定要領	7
54620			
54611	(1)	概要	7
54612	(2)	高年齢受給資格者本人であるかどうかの確認	7
54613	(3)	所定の認定日であるかどうかの確認	7
54614	(4)	労働の意思及び能力があるかどうかの確認	7
54621-	3	高年齢受給資格者失業認定申告書	8
54630			
54631-	4	審査結果等に基づく失業の認定	8
54640			
54641-	5	高年齢求職者給付金等に関する事務の委嘱、高年齢受給資格者の	
54650		住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置	8
54701-	第8	高年齢求職者給付金の支給	11
54750			
54751-	第9	給付の制限	11
54800			

54801-	第 10	未支給高年齢求職者給付金の支給	11
54830			
54831-	第 11	解雇の効力等について争いがある場合の措置	11
54860			

54001—54100 第1 離職票の受理

特例受給資格者の場合と同様である（55001～55100 参照）。

なお、2枚以上の離職票を提出すべき者については、これらをすべて提出させることに留意する。

54101—54200 第2 高年齢受給資格の決定

54101—54110 1 高年齢受給資格の決定及び被保険者期間

54101 (1) 高年齢受給資格及び高年齢受給資格者の意義

高年齢受給資格とは、法第37条の3第1項の規定により高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格をいい、この資格を有する者を高年齢受給資格者という。

すなわち、高年齢継続被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、算定対象期間に被保険者期間（54103 参照）が6か月以上であったときに高年齢求職者給付金の支給を受けることかできる。

この場合の算定対象期間とは、原則として離職の日以前1年間である（54121～54130 参照）。

一般被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は、高年齢受給資格者となることはない。

なお、平成22年1月1日より船員保険制度（失業部門）が雇用保険に統合されることに伴い、経過措置として船員として雇用されていた者に対する法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者（20401 参照）及び法第37条の3第1項に規定する高年齢求職者給付金の支給については、高年齢継続被保険者及び高年齢求職者給付金に係る規定における「65歳」を以下の表のとおり読み替えるものとする。

昭和25年4月1日までに生まれた者	60歳
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	61歳
昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者	62歳
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63歳
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	64歳

また、当該読み替えられたことにより高年齢求職者給付金の支給を受けた者については、その支給を受けた日後は、当該給付金の支給を受けることはできない（法第37条の2第1項及び第37条の3第1項の規定は、適用されない）。

54102 (2) 高年齢受給資格の決定

イ 高年齢受給資格の決定とは、安定所長が離職票を提出した者について、高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格を有する者であると認定することをいう。

すなわち、次の3つの要件を満たしている者であると認定することである。

- (イ) 離職による資格喪失の確認を受けたこと
- (ロ) 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること
- (ハ) 算定対象期間（原則として離職の日以前1年間。疾病、負傷等による受給要件の緩和につい

ては、54121－54130 参照) に、被保険者期間が通算して 6 か月以上あること

高年齢受給資格者が高年齢受給資格の決定を受けるには、管轄安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない(法第 37 条の 4 第 4 項)。

なお、2 枚以上の離職票を提出した者については、資格決定に係る最後の離職票が高年齢継続被保険者としての離職票であるときに高年齢受給資格者となるものである(50104 参照)(次頁例示)。

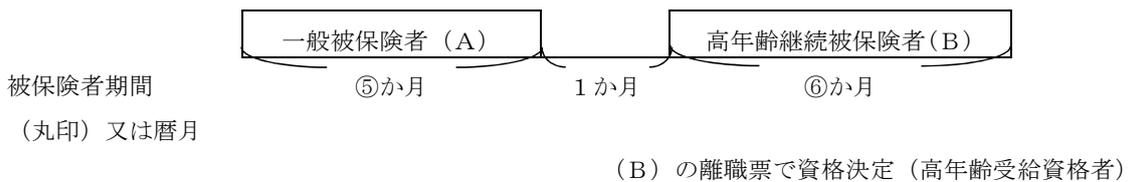
また、その者が高年齢継続被保険者であったか否かは、(高年齢)受給資格に係る離職票 1 の被保険者種類欄の記載により判断することとするが、当該欄の記載等に疑義が生じた場合には、離職票を交付した安定所へ照会することとする。

なお、受給期限を経過した者については、高年齢受給資格の決定を行うことはできない。

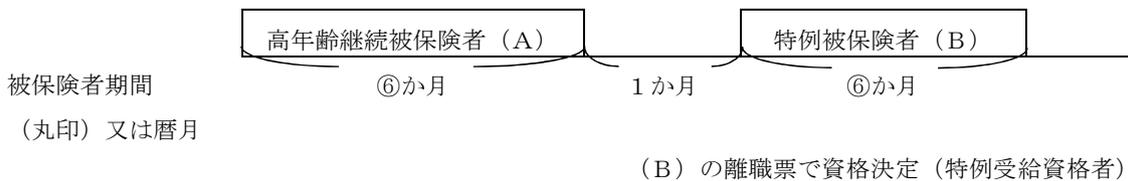
ロ 2 枚以上の離職票の提出があった場合の高年齢受給資格決定の要領

2 枚以上の離職票の提出があった場合において、資格決定に係る最後の離職票が高年齢継続被保険者としてのものである場合に、高年齢受給資格の決定を行うものである(50104 参照)。

〔例示〕 1



〔例示〕 2



ハ 高年齢受給資格の決定に当たっては、次の点に留意する。

(イ) 求職条件として雇用保険の被保険者となりうる雇用労働を希望している者に限らず、雇用保険の被保険者とならない就労(1 週間の所定労働時間が、20 時間以上であるものに限る。)を希望している者についても労働の意思を有するものとして扱って差し支えない。この場合、1 日の所定労働時間がおおむね 4 時間を超える就労を希望する場合には、高年齢受給資格の決定を行って差し支えない。

(ロ) 直ちに引退を希望する者については、労働の意思を有しないものとして高年齢受給資格の決定及び失業の認定は行わない。

(ハ) 内職、自営及び任意的な就労等の非雇用労働へ就くことのみを希望している者については、労働の意思を有するものとして扱うことはできない。

(ニ) 労働の意思又は能力がないと認めて高年齢受給資格の否認を行う場合(50203 参照)には、

雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとして差し支えない。

54103 (3) 被保険者期間

一般の受給資格者の場合と同様である（50103 参照）。

54104 (4) 日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い

一般の受給資格者の場合と同様である（50106 参照）。

54105 (5) 日雇の受給資格の調整を受けた者の高年齢受給資格の決定

一般の受給資格者の場合と同様である（50107 参照）。

54111－54120 2 高年齢受給資格の決定に伴う事務処理

54111 (1) 資格喪失の確認を受けていない場合の措置

一般の受給資格者の場合と同様である（50201 参照）。

54112 (2) 高年齢受給資格の仮決定

一般の受給資格者の場合と同様である（50202 参照）。

54113 (3) 離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置

一般の受給資格者の場合と同様である（50203 参照）。

54114 (4) 算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上ない場合の措置

離職票－2の右上部に「法第37条の3 不該当」と記載することの他は、一般の受給資格者の場合と同様である（50204 参照）。

54115 (5) 受給期限が経過した後に離職票が提出された場合の措置

高年齢求職者給付金の支給を受けるため、初めて安定所に出勤した者が提出した離職票に係る受給期限が既に経過している場合は、高年齢受給資格の決定ができない旨及びその理由を説明し、離職票－2右上部に「法第37条の4 不該当」と記載し、処分年月日、当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとして差し支えない。）し、本人に返付する。

なお、この処分に対して不服のある場合は、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たってはあらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとして差し支えない。

54116 (6) 就職状態にある者から離職票が提出された場合の措置

一般の受給資格者の場合と同様である（50206 参照）。

54117 (7) 高年齢受給資格の決定に伴う事務処理

特例受給資格者の場合と同様である（55258 参照）。

54121—54130 3 算定対象期間及び受給要件の緩和

一般の受給資格者の場合と同様である（50151～50200 参照）。

54131—54140 4 受給期限

54131 (1) 概要

- イ 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる期限（受給期限）は、高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して1年を経過する日である。
当該1年間に疾病又は負傷等により職業に就くことができない期間があっても受給期限の延長は認められない。
- ロ 受給期限内において再び就職し、新たに特例受給資格を得た後に離職したときは、前の高年齢受給資格は消滅するので、当然に前の受給期限も消滅することとなり、新たな特例受給資格に基づく受給期限がその離職の日の翌日から新たに起算されることとなるが、この場合、前の高年齢受給資格に基づく高年齢求職者給付金は支給することができない。したがって、受給期限の起算日の前日と離職票—1及び2の「3. 離職年月日」欄の日とは一致する。
- ハ 2枚以上の離職票を提出した者については、それらの離職票が単独で受給資格を満たしているか否かにかかわらず、最後の離職票の離職理由を判定した上で原則として離職の日以前1年間について順次遡って被保険者期間が6か月となるまで通算するが、最後の離職票の離職の日がその者の高年齢受給資格に係る離職の日である（この場合の高年齢受給資格の決定の要領については、54102 参照）。

54201—54300 第3 高年齢求職者給付金

54201—54210 1 概要

54201 (1) 概要

高年齢受給資格者に対しては、求職者給付として高年齢求職者給付金が支給される。この高年齢求職者給付金というのは、基本手当等と異なり、失業している日数に対応して支給されるものでなく、失業の状態にあれば支給されるものである。

すなわち、失業の認定の日に失業の状態にあればよいのであり、翌日から就職したとしても返還の必要はない。

なお、高年齢受給資格者に対しては、基本手当、各種延長給付（訓練延長給付、広域延長給付及び全国延長給付）、技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当の支給がなされないのは当然であり、また、就職促進給付（就業促進手当、移転費及び広域求職活動費）も支給されない。

54211—54220 2 高年齢求職者給付金の額の決定

54211 (1) 賃金日額の算定方法

54215 のロの特例に該当する場合を除き、受給資格に係る離職の日において30歳未満である一般の受給資格者の場合と同様である（50601～50650 参照）。

54212 (2) 昭和 43 年 7 月 1 日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金日額の算定方法

一般の受給資格者の場合と同様である（50691～50700 参照）。

54213 (3) 日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法

一般の受給資格者の場合と同様である（50701～50750 参照）。

54214 (4) 賃金日額の算定に伴う事務処理

一般の受給資格者の場合と同様である（50751～50800 参照）。

54215 (5) 高年齢求職者給付金の額の決定

イ 高年齢求職者給付金の額は、次のロの特例に該当する場合を除き、次のとおりである。

- (i) 当該高年齢受給資格に係る離職の日を基準日として算定した算定基礎期間に応じて次の表に掲げる日数分の基本手当の額に相当する額である。

算定基礎期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	30 日分	50 日分

また、任意加入により高年齢継続被保険者となった者の場合には、上の表によらず基本手当の額の 50 日分に相当する額である。

ただし、失業の認定があった日から受給期限日までの日数が上に掲げる日数（任意加入による高年齢継続被保険者については 50 日）未満であるときは、当該認定のあった日から受給期限日までの日数分が支給される（法第 37 条の 4 第 1 項）。（例えば、受給期限日が平成 20 年 12 月 5 日であり、かつ、失業の認定があった日が平成 20 年 11 月 21 日である場合には、高年齢求職者給付金の額は基本手当日額の 15 日分となる。）

- (ii) 算定基礎期間

(i)の算定基礎期間は、当該高年齢受給資格者を受給資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職の日を法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する基準日とみなして法第 22 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間である。

- (iii) 基本手当日額については、54211 によって算定した賃金日額（賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲については、50401～50600 参照）を、受給資格に係る離職の日において 30 歳未満である受給資格者の場合と同様に 50801 より算定する。

- ロ 求職の申込みの日以後失業の認定があった日の前日までの間に自己の労働による収入がある場合であっても、高年齢求職者給付金の減額は行わない。

54301—54400 第 4 失業の認定日及び支給日の決定

54301—54310 1 失業の認定日の指定

54301 (1) 概要

特例受給資格者の場合と同様である（55401 参照）。

54302 (2) 認定日の指定

失業の認定日は、次に掲げる日の経過後であって安定所の事務量等を勘案しておおむね 2 週間を超えない範囲内の日を指定し、当該高年齢受給資格者に知らせなければならない。この場合、受給期限日との関係に特に留意する。

- イ 待期満了後、離職理由による給付制限が予定されている場合
当該給付制限の期間が経過すると見込まれる日
- ロ 待期満了後、離職理由による給付制限が予定されていない場合
待期が満了すると見込まれる日

54303 (3) 認定日の変更

特例受給資格者の場合と同様である（55403 参照）。

54304 (4) 認定日の再指定

特例受給資格者の場合と同様である（55404 参照）。

54311—54320 2 高年齢求職者給付金の支給日の決定

特例受給資格者の場合と同様である（55451 参照）。

54401—54500 第 5 支給台帳及び高年齢受給資格者証

54401—54410 1 支給台帳の作成、記録及びその他留意事項等

54401 (1) 支給台帳作成の目的

特例受給資格者の場合と同様である（55501 参照）。

54402 (2) 支給台帳の作成要領

審査係は、離職票に基づいて高年齢受給資格のあることを確かめたときは、高年齢受給資格に係る離職票(2 枚以上の離職票により決定した場合にはそれらの離職票のうち最新のもの)に必要な事項を記載した上、当該離職票により所要のデータをセンターあて入力することにより、高年齢受給資格者証の作成と同時に支給台帳を作成する。

なお、高年齢受給資格者に係る失業の認定、高年齢求職者給付金の支給その他給付に関係のある事項の記録については一般の受給資格者の場合に準じて行うこととする。また、その記録事項に変更があったときは、その都度、所要の訂正を行う。

なお、支給台帳の作成要領及び記録要領については、センター要領参照。

54411—54420 2 高年齢受給資格者証の作成及び交付

離職票を提出した者について、高年齢受給資格決定を行ったときは、54402 により支給台帳を作成すると同時に高年齢受給資格者証を作成して、これをその者に交付する。

なお、高年齢受給資格者証の作成要領及び記録要領については、センター要領参照。

54501—54600 第6 待期

一般の受給資格者の場合と同様である（51101～51200 参照）。

54601—54700 第7 失業の認定

54601—54610 1 失業の認定の意義

受給期限日が 54131 のとおりであることのほか、特例受給資格者の場合と同様である（55701 参照）。

54611—54620 2 失業の認定要領

54611 (1) 概要

特例受給資格者の場合と同様である（55751 参照）。

54612 (2) 高年齢受給資格者本人であるかどうかの確認

特例受給資格者の場合と同様である（55752 参照）。

54613 (3) 所定の認定日であるかどうかの確認

特例受給資格者の場合と同様である（55753 参照）。

54614 (4) 労働の意思及び能力があるかどうかの確認

イ 高年齢受給資格者について労働の意思及び能力があると確認されるためには、単に安定所に出頭して求職の申込みをしているだけでなく、真に就職への意欲をもち、かつ、精神的、肉体的、環境的に労働の能力を有していることが必要である。

失業の要件である労働の意思及び能力の有無の判定は一律に機械的に行うことなく個々の事案について具体的な事情を考慮に入れて行うよう配慮しなければならない。また、この際、紹介担当部門からの連絡を待って判定すべき場合は当該連絡に基づき認定係において判定するものであるが、この連絡方法等についてはあらかじめ定められた簡易な方法によることとし、紹介担当部門及び認定係の業務の運営に支障のないよう配慮しなければならない。

認定日において失業の認定を行わなかった場合であって、その判断の基礎となった事情がその後も継続するであろうと認められるときには、高年齢受給資格者に対し、その事情が継続する限り失業の認定はできないがその事情がやめば認定を行い得るので、その事情がやみ、労働の意思及び能力が復活したときに安定所へ出頭するよう指導を行う。

失業の認定を行わなかったときは、高年齢受給資格者証、高年齢受給資格者失業認定申告書「※公共職業安定所記載欄」の「連絡事項」欄及び高年齢受給資格者名簿の「備考」欄に、その旨及びその理由を記載する。

ロ 労働の意思、能力の有無の判定については、次の点に留意する。

(i) 求職条件として雇用保険の被保険者となりうる雇用労働を希望している者に限らず、雇用保険の被保険者とならない就労（1週の所定労働時間が、20時間以上であるものに限る。）を希望している者についても労働の意思を有するものとして扱って差し支えない。この場合、1日の所定労働時間がおおむね4時間を超える就労を希望する場合には失業の認定を行って差し支

えない。

(㉓) 直ちに引退を希望する者については、労働の意思を有しないものとして失業の認定は行わない。

(㉔) 内職、自営及び任意的な就労等の非雇用労働へ就くことのみを希望している者については、労働の意思を有するものとして扱うことはできない。

なお、労働の意思及び能力の確認は、高年齢受給資格者失業認定申告書の記載内容により行う。

54621—54630 3 高年齢受給資格者失業認定申告書

特例受給資格者の場合と同様である（55801～55850 参照）。

54631—54640 4 審査結果等に基づく失業の認定

特例受給資格者の場合と同様である（55851～55900 参照）。

54641—54650 5 高年齢求職者給付金等に関する事務の委嘱、高年齢受給資格者の住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置

特例受給資格者の場合と同様である（55901～55950 参照）。

高齢受給資格者失業認定申告書

(必ず第2面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 11220	
1. 支給番号 □□-□□□□□□□□	2. 未支給区分 □ (空欄 未支給以外 1 未支給)
3. 待期満了年月日 4-□□□□□□□□ 元号 年 月 日	
4. 高齢受給資格者給付金失業認定年月日 4-□□□□□□□□ 元号 年 月 日	

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア し た	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。
	イ し な い	
2 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先をさがしましたか。	ア さ が し た	どのような方法でさがしましたか。 (ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他 ()
	イ さ が さ な かつ た	(その理由を具体的に記載してください。)
3 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に選んだ仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応 じ ら れ る	すぐに応じられない理由を第2面の注意の5の中から選んで、その記号を○で囲んでください。 (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
	イ 応 じ ら れ な い	
4 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就 職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (就職先事業所) (2) 自己就職 事業所名 () 月 日より就職 (予定) 所在地 (〒)
	イ 自 営	月 日より自営業開始 (予定) 電話番号 ()
雇用保険法施行規則第65条の5第1項において準用する第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 (この申告書を提出する日) 公共職業安定所長 殿 高年齢受給資格者氏名 _____ 印 地方運輸局長 殿 支 給 番 号 ()		

(あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。)

認定日・時間 月 日 時から 時まで	※ 公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	連絡事項	取扱者印	操作者印
備考				

注 意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、囑託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賞金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 5 3欄の「イ 応じられない」に○印を付けた人は、下記の（ア）～（オ）の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
 - （ア） 病気やけがなど健康上の理由
 - （イ） 個人的又は家庭的事情のため（例えば、家事の都合のため）
 - （ウ） 就職したため又は就職予定があるため
 - （エ） 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
 - （オ） その他なお、（オ）を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（ ）内に具体的に記載すること。

- 6 高年齢受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

54701—54750 第8 高年齢求職者給付金の支給

特例受給資格者の場合と同様である（56001～56300 参照）。

54751—54800 第9 給付の制限

一般の受給資格者の場合と同様である（52101～52300 参照）。

54801—54830 第10 未支給高年齢求職者給付金の支給

特例受給資格者の場合と同様である（56501～56600 参照）。

54831—54860 第11 解雇の効力等について争いがある場合の措置

一般の受給資格者の場合と同様である（53301～53350 参照）。